

河川等占用許可申請の要領

1 申請が必要な場合

- (1) 河川等の敷地又は水面を占用し、又は使用しようとする場合。
- (2) 河川等の敷地又は水面において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする場合。
- (3) 河川等の流水を停滞し、又は引用しようとする場合。
- (4) 河川等において土砂、砂利その他の河川等の採取物を採取しようとする場合。

2 申請書類

河川等占用許可申請書に次に掲げる図書を添えて、河川管理課へ提出するものとする。

(1) 位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建

物、道路、その他主要な物件を記入した図面に当該申請箇所を表示したものとする。

(2) 公図の写し

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及びその隣接する土地のすべてを含む広い範囲を正

確に転写したものに、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

ア 字名及び地番

イ 当該公図の所在する法務局名

ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺

エ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

(3) 実測平面図

縮尺は、250 分の1 から500 分の1 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該申請

箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した現況図と施工予定を表した平図とする。

(4) 縦横断図

縮尺は、50 分の1 から100 分の1 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、現況図と

施工予定を表したものとする。

(5) 求積図

縮尺は、100 分の1 から500 分の1 までの間とし、三斜法等による面積求積線及びその数値を

記入する。

(6) 占用物件の構造図

- (7) 利害関係人の意見書
- (8) 損害賠償責任負担書
- (9) 現況写真
- (10) その他村長が必要と認めるもの

ア 他の法令に基づく許認可を必要とする場合は、これらの処分を受けていることを示す書面

イ 流水の停滞、引用をしようとする場合は、

- ・ 水利使用に係る事業計画概要書
- ・ 使用推量の算出根拠
- ・ 河川等の流量と取水量との関係計算書

ウ 産出物の採取を使用とする場合は、

- ・ 採取量計算書
- ・ 採取後の計画図

エ その他必要書類

3 申請書の提出部数

2部提出。正本及び副本それぞれに必要な書類を添付すること（副本については写し可）。